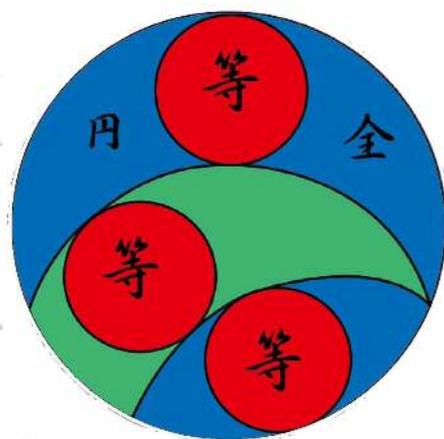


一関市教育振興基本計画

計画期間:平成 28(2016)年度～令和7(2025)年度

後期事業計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)案

学びの風土を礎に 心豊かにたくましく
郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり



八幡神社に奉納された算額の一部
(裏面に解説)

令和 年 月

一 関 市 教 育 委 員 会

表紙：一関市釣山の八幡神社に奉納された算額（一部）

一関地方は和算隆盛の地のひとつであり、周辺の神社やお寺をたずねると、幕末から昭和の初めごろまでに奉納された算額を今もみることができます。一関市に現存する算額は全国の市町村の中で最多です。当時の庶民の和算への関心や計数能力を物語るものです。

序

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の範囲	1
4	計画の期間	1
5	計画の構成	2
6	計画の推進にあたって	2
7	計画の進行管理	2

総論

第1章 教育を取り巻く社会の変化

1	少子化・高齢化の進行	4
2	グローバル化の進展	4
3	働く環境の変化	4
4	社会のつながり、支え合いの希薄化	4
5	豊かで活力のある未来の創造	4
6	東日本大震災の教訓	4
7	協働のまちづくりの推進	5
8	情報化社会への急激な変化	5
9	新しい生活様式への対応	5

第2章 一関市の教育の成果と課題

1	児童生徒数の推移	6
2	児童生徒の学力・学習状況	6
3	児童生徒の意識	7
4	児童生徒の体力の状況	8
5	特別支援の状況	9
6	問題行動・いじめ・不登校の状況	9
7	キャリア教育	9
8	地域との連携	10
9	社会教育の状況	10
10	市立図書館	10
11	博物館等	11
12	文化財	11
13	骨寺村荘園遺跡	11

第3章 教育振興の基本目標

	-学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり-	12
--	----------------------------------------------	----

第4章 施策の基本方向

- 社会を生き抜く力を育む学校教育の充実 ……………13
- ともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進 ……………13
- 誇りと愛着を醸成する文化の継承 ……………13

第5章 施策の推進にあたっての視点

- 1 生涯を通じた学びの接続（縦軸） ……………13
- 2 社会全体の連携・協働（横軸） ……………13
- 3 郷土の歴史・文化に対する愛着心の醸成（時間軸） ……………13

各 論

第1章 重点プロジェクト

- 1 ことばを大切にする教育プロジェクト ……………14
- 2 グローバル人材育成プロジェクト ……………14
- 3 学校と地域の協働推進プロジェクト ……………15
- 4 世界遺産拡張登録推進プロジェクト ……………15

第2章 社会を生き抜く力を育む学校教育の充実

- 1 確かな学力を育む教育の推進 ……………16
- 2 豊かな心を育む教育の推進 ……………17
- 3 健やかな体を育む教育の推進 ……………17
- 4 社会の変化に対応した教育の推進 ……………18
- 5 魅力ある学校づくりの推進 ……………20
- 6 自立して生きる力を支援する教育の推進 ……………20
- 7 特色ある幼児教育の推進 ……………22
- 8 ことばの力を育てる教育の推進 ……………22
- 9 多様な学びを支える教育環境の整備・充実 ……………24

第3章 ともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進

- 1 社会教育の充実 ……………26
- 2 家庭と地域の教育力向上の推進 ……………26
- 3 学習環境の充実 ……………27
- 4 図書館運営の充実 ……………28
- 5 博物館等機能の充実 ……………29

第4章 誇りと愛着を醸成する文化の継承

- 1 文化財の保護・地域文化の伝承 ……………30
- 2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進 ……………31

事業計画

- 後期(令和3～7年度)事業計画 ……………32

序

1 計画策定の趣旨

平成18年12月に教育基本法が改正され、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」の策定に努めることとなりました。

これを受け、当市では、平成19年2月に「新しい時代を切り拓き豊かな心を育む学びのまちづくり」を教育振興の基本目標とする一関市教育振興基本計画を策定し、目指すべき教育目標の実現に向け、計画的に各種施策を展開してきました。

このたび、計画の期間が平成27年度をもって終えることから、計画に基づく施策の実施状況を検証するとともに、教育を取り巻く環境の変化に対応するため、新たな教育振興基本計画を策定することとしました。

この計画は、今後10年間において目指すべき教育目標を定め、その実現に向けた施策を総合的かつ体系的に示し、計画に沿って着実な教育の振興を図ろうとするものです。

2 計画の位置付け

- この計画は、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置付け、当市の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」とします。
- この計画は、当市が目指すまちづくりの方向性を定める一関市総合計画や地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく一関市教育に関する大綱との整合性を確保し、教育施策を推進するものです。

3 計画の範囲

- この計画の範囲は、当市教育委員会所管の学校教育や社会教育に関する施策及び事業を対象とします。
※市長部局所管のスポーツ（学校体育を除く。）及び文化（文化財保護を除く。）に関する事務は、含みません。
- この計画の対象範囲に含まれない施策や事業で、教育委員会が関係するものについては、一関市総合計画及び他の分野別計画などに基づき、関係部局と連携して推進します。

4 計画の期間

- この計画の期間は、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間とします。
- 計画期間中であっても、様々な社会情勢の変化により新たに対応すべき教育課題等が生じた場合は、適宜見直しを行っていくこととします。

5 計画の構成

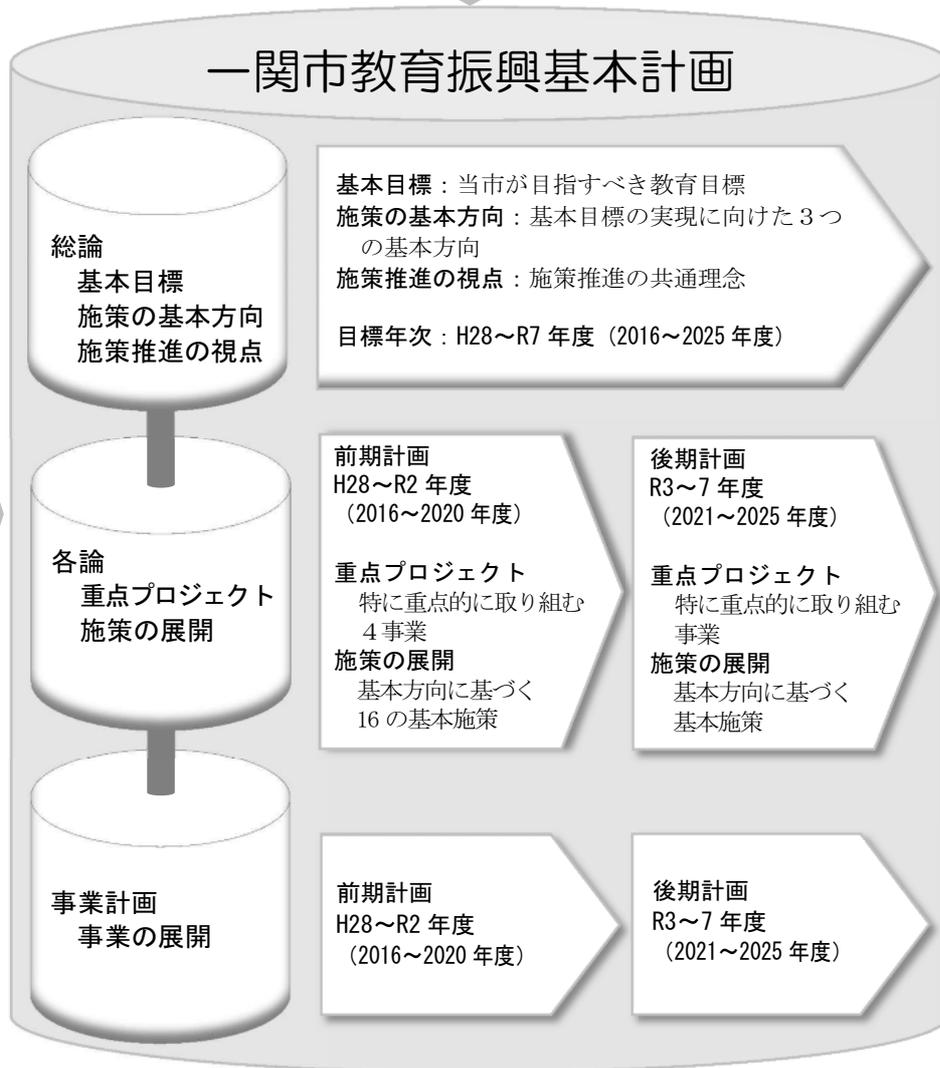
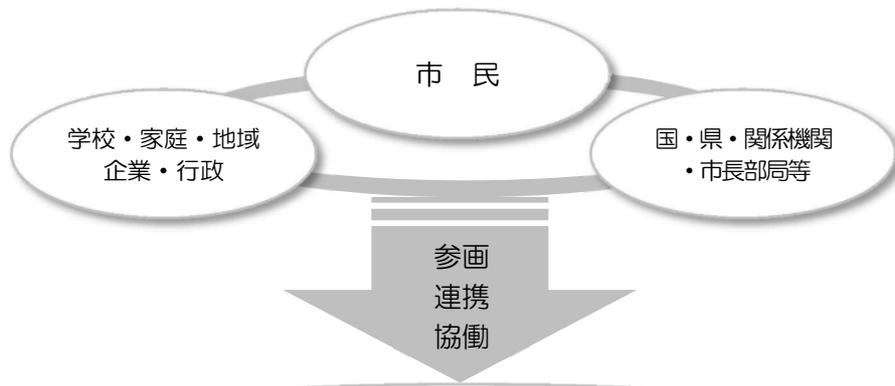
この計画は、「総論」、「各論」、「事業計画」の3段階で構成します。このうち、「各論」と「事業計画」は、前期、後期各5カ年の計画とし、施策の展開及び具体的な事業計画を定めます。

6 計画の推進にあたって

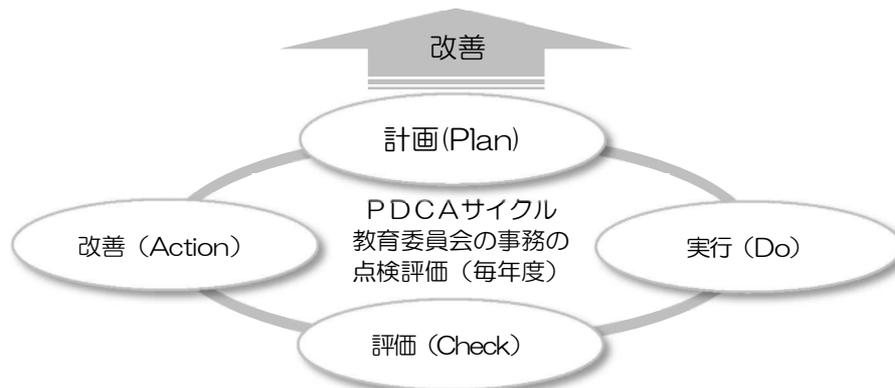
- この計画の推進にあたっては、施策の取組状況等を積極的に情報発信し、より多くの市民の参画を得る取組を進めます。
- また、学校、家庭、地域、企業、行政が共通理解のもと、当市の教育行政に携わる全ての関係者の連携・協働を推進します。
- 市長部局が担う子育て支援、文化、スポーツ、防災等の関係部局との連携を図りながら、計画を推進します。
- 教育委員会における横断的な施策の推進にあたっては、迅速かつ柔軟に取り組めるよう組織及び職員間の連携を一層強化します。
- この計画の推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症等流行の状況を踏まえ、必要に応じて見直します。

7 計画の進行管理

- この計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルにより、継続的に改善を図ります。
- 具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年度、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、より効果的かつ効率的な事業実施に向けた見直しを図るとともに、成果の向上につなげていきます。
- 毎年度の教育委員会の事務に関する点検及び評価については、報告書にまとめ、議会に提出するとともに、市ホームページに掲載し、公表します。



一関市総合計画・一関市教育に関する大綱

 基本目標
 学びの風土を礎に 心豊かにたくましく
 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり


第1章 教育を取り巻く社会の変化

1 少子化・高齢化の進行

急激な少子化・高齢化の進行による生産年齢人口の減少、経済規模の縮小などから、社会全体の活力低下が懸念されています。このような中、いかにして持続可能で活力ある地域社会を構築していくかが課題となっています。

2 グローバル化の進展

I C T（情報通信技術）の進歩や交通網の発展などにより、社会、経済、文化、学術など様々な分野で世界各国との連携、交流が深まっています。国際リニアコライダーの誘致、実現を踏まえ、国際的感覚を持つ人材の育成や異文化理解の促進が求められています。一方で、多種多様な文化、価値観を理解するためには、我が国や郷土の歴史・伝統・文化に対するより一層の理解も大切になっています。

3 働く環境の変化

企業のあり方、仕事の質の大きな変化に伴い、終身雇用、年功序列といった一律横並びの雇用慣行が変容しつつあり、ワークライフバランスの重要性が指摘されており、生産性の向上に向けて、働き方も大きく変化しつつあります。学校においても、長時間勤務の是正など教職員の働き方改革の推進が必要となっています。

4 社会のつながり、支え合いの希薄化

家族形態の変化、価値観の多様化などから、地域社会でのつながりや支え合いによるセーフティネット（社会的安全網）機能の低下が指摘されています。このため、個々人の孤立化や培われてきた文化・規範の次代への継承が課題となっています。

5 豊かで活力のある未来の創造

世界は、環境問題、食料エネルギー問題など地球規模の課題に直面しており、かつてのような物質的豊かさの追求という視点から脱却し、一人ひとりが、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づき行動することが求められています。

6 東日本大震災の教訓

私たちは東日本大震災の体験を通じて、直面する危機、困難に対して諦めることなく状況を的確に捉え自ら考え行動する力、未来志向の復興・社会づくり、安心して必要な力を身に付けられる環境、人々のつながり（絆）、人と自然との共生の重要性を再認識しました。この教訓を人材育成に生かしていくことが必要となっています。

7 協働のまちづくりの推進

一関市では、「市民と行政の協働のまちづくり」を掲げています。市民センターを拠点とした幅広い市民参画による市民主体の地域づくり活動の促進や学校、家庭、地域、企業、行政の一層の連携強化が求められています。

8 情報化社会への急速な変化

急速に進む社会のデジタル化とそれに伴う生活様式の変化や価値観の多様化への対応として、GIGAスクール構想の実現へ向けた早急な取り組みなど、教育へのICT活用が求められています。

9 新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症の流行下においては、その状況を踏まえて、新しい生活様式の実践と、感染症対策を常に意識した施策の推進が必要となっています。

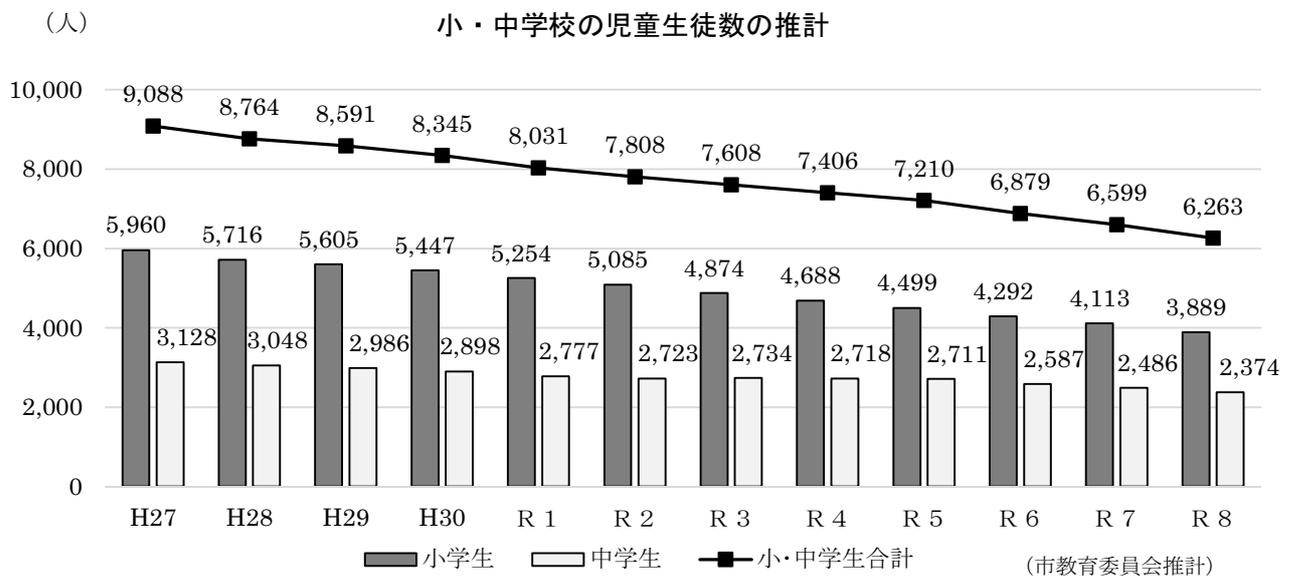
第2章 一関市の教育の成果と課題

前計画においては、公民館事業などを通して生涯学習の理念に対する市民理解が進むとともに、ALT（外国語指導助手）、読書普及員の配置、きめ細かな指導、情報機器の整備や学校施設の耐震化などにより、子どもたちの学習環境の充実が図られました。さらに、市立図書館の整備などによる社会教育環境の充実や骨寺村荘園遺跡など文化財の保護、調査が進みました。

一方で、グローバル化や少子高齢化など急激に社会が変化する中で、家庭教育を含めた幼児教育の質的向上、児童生徒の学力、体力、規範意識、伝統や文化を尊重する態度の育成、現代的・社会的課題に対する学習機会の提供など、前計画期間中での成果が十分でないものもあり、引き続き取り組む必要があります。

1 児童生徒数の推移

市の人口が減少を続けています。平成27年5月の一関市立小中学校の児童生徒数は9,088人（小学生5,960人、中学生3,128人）で、令和2年5月の一関市立小中学校の児童生徒数は7,808人（小学生5,085人、中学生2,723人）ですが、令和8年には6,263人になると推計しています。少子化の進行に伴い、学校統合が進んでおり、平成27年4月の小中学校数は50校（小学校33校、中学校17校）でしたが、令和2年は44校（小学校28校、中学校16校）となっています。



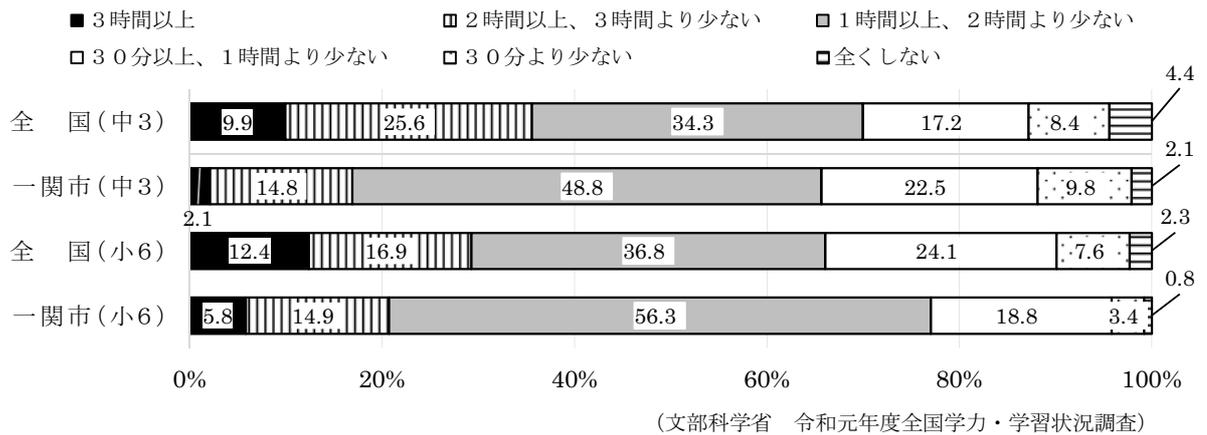
2 児童生徒の学力・学習状況

小学校6年生と中学校3年生を対象とした令和元年度の「全国学力・学習状況調査」における当市の市立学校の平均正答率は、国語では小中学校ともに全国平均を上回っていますが、算数・数学では全国平均を下回っています。また、家庭学習時間が全国に比べ少ない状況にあり、学習習慣の改善などにより、学力向上を図る必要があります。

文部科学省 令和元年度全国学力・学習状況調査における平均正答率

区 分	小学校6年生		中学校3年生	
	国語	算数	国語	数学
全 国(%)	63.8	66.6	72.8	59.8
一関市(%)	67	65	73	55

授業以外の平日1日あたりの勉強時間

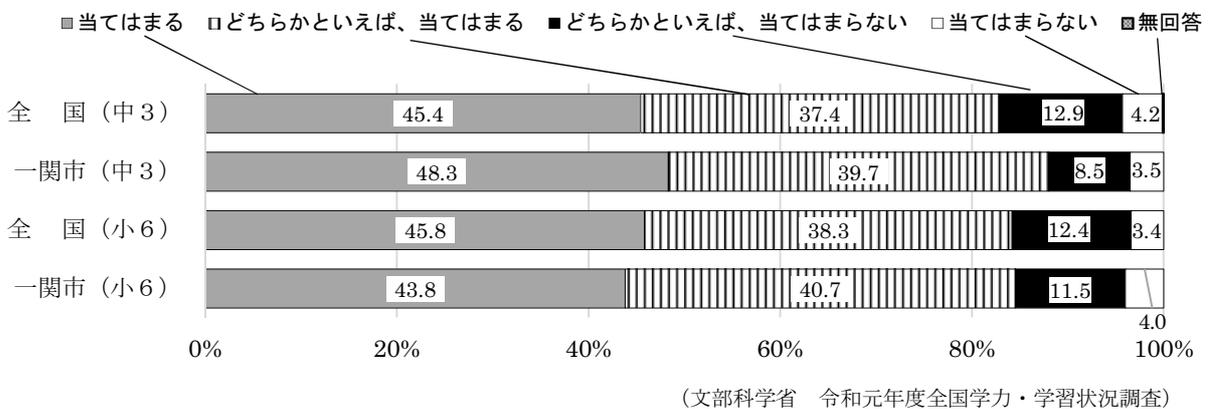


3 児童生徒の意識

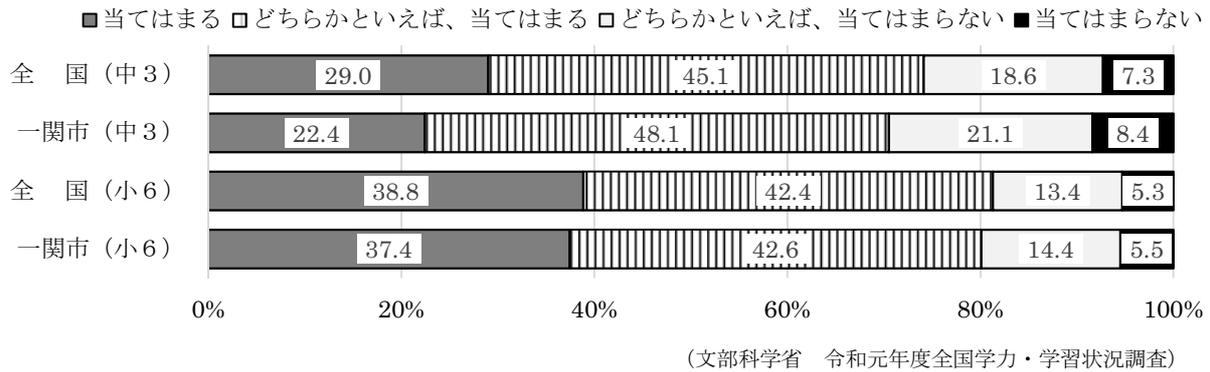
「全国学力・学習状況調査」における当市の市立学校の児童生徒質問調査では、学級みんなで協力するなどの協調性については、全国に比べ肯定的な回答をした児童生徒が多いものの、自己を肯定する意識は、否定的な回答をした児童生徒の割合の方が多くなっています。様々な体験活動を通して、子どもたちの自主性や積極性を育てていく必要があります。

児童生徒の意識の比較

【質問：学級みんなで話し合っ決めてことなどに協力して取り組み、うれしかったことがありますか】



児童生徒の意識の比較【質問：自分には、よいところがあると思いますか】



4 児童生徒の体力の状況

令和元年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における当市の市立学校の小学5年生、中学2年生の体力結果は、握力で全国を上回っていますが、小学5年生男子、中学2年生男女は握力以外は全国平均を下回って、5年前と比べて低下しています。

また、肥満である児童生徒の出現率については、全国に比べ高い傾向にあることから、子どもたちの運動習慣や、望ましい食習慣を培っていく必要があります。

文部科学省 令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国平均と一関市の比較

学年	性別	区分	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ボール投げ
小学5年生	男	全国	16.6	20.6	33.8	44.0	56.9	9.2	155.1	23.7
		一関市	17.4	19.2	32.6	42.8	49.2	9.6	153.4	23.1
	女	全国	16.4	19.4	38.0	42.0	45.6	9.5	148.0	14.7
		一関市	17.2	18.4	35.8	42.4	43.0	9.6	149.7	15.8
中学2年生	男	全国	30.4	28.3	45.3	54.2	90.4	7.8	203.6	21.4
		一関市	31.0	25.6	44.2	51.1	80.2	7.9	197.2	20.2
	女	全国	24.3	24.4	47.4	48.7	64.5	8.6	176.5	13.9
		一関市	25.4	22.3	45.4	47.1	56.1	8.8	167.7	13.3

(スポーツ庁 令和元年度体力・運動能力調査 (全国：平成30年度データ))

児童生徒の肥満・やせの出現率の状況(平成29～令和元年度平均)

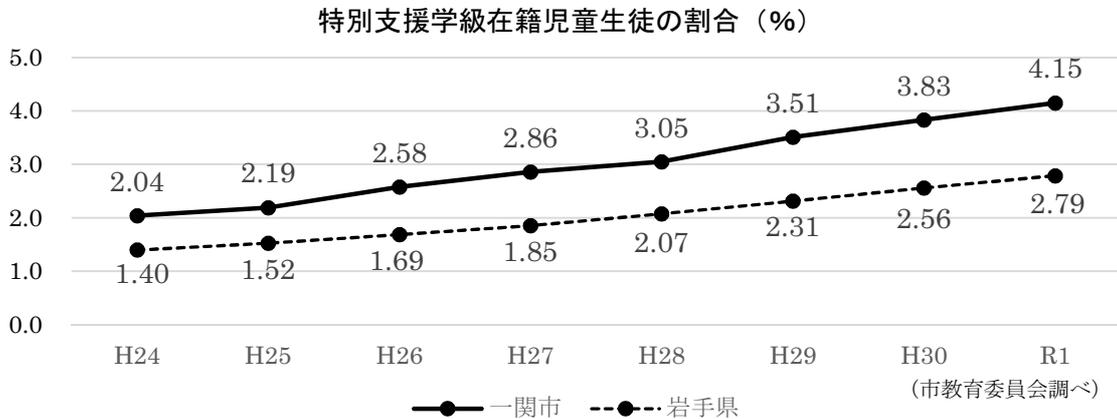
(%)

区分	小学校						中学校			
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	
肥満	全国	4.5	5.8	7.2	8.8	9.2	9.5	9.5	8.3	7.8
	一関市	8.3	9.9	12.5	14.7	14.3	13.7	14.2	11.5	11.7
やせ	全国	0.5	0.5	1.0	1.7	2.7	3.0	3.6	2.9	2.5
	一関市	0.3	0.5	0.7	1.4	1.6	1.6	2.9	2.2	1.9

(文部科学省 令和元年度学校保健統計調査)

5 特別支援の状況

市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、増加傾向にあります。また、通常学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒も増加傾向にあります。特別な支援を要する児童生徒については、一人ひとりに応じた適切な教育が受けられるよう、支援していく必要があります。



6 問題行動・いじめ・不登校の状況

当市の児童生徒の問題行動、いじめ、不登校の出現率は、令和元年度の調査では全国に比べ低い状況にあり、5年前と比べると増加傾向にあります。しかしながら、いじめについては数の多少よりも、早期発見、早期対応が大切であり、これらは組織的な取組などを進めていく必要があります。

いじめの認知件数及び不登校児童生徒の割合（令和元年度）

区分	いじめの認知件数 (1,000人あたりの認知件数)		不登校児童生徒の割合 (1,000人あたりの人数)	
	小学校 [H26]	中学校 [H26]	小学校 [H26]	中学校 [H26]
全国	75.8件 [18.6件]	32.8件 [15.0件]	8.3人 [3.9人]	39.4人 [27.8人]
一関市	15.2件 [4.0件]	22.3件 [3.8件]	6.9人 [2.6人]	32.0人 [23.2人]

(文部科学省 令和元年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

7 キャリア教育

生徒の職業観、勤労観の育成を図るため、企業の協力を得ながら、関係機関と連携し、市内全中学校で職場体験学習に取り組んでいます。今後も、キャリア教育を教育課程に位置付け、学校の教育活動全体を通して、発育段階に応じた取組を進めていく必要があります。

中学生の職場体験学習の実施（期間）状況（令和元年度）

(%)

区分	未実施・不明	1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間以上
全国	0.9	12.6	34.1	36.2	4.2	11.6	0.3
一関市	—	—	—	31.3	12.5	56.3	—

8 地域との連携

放課後の子どもたちへ安全な活動場所を提供するため、地域の支援を得ながら、放課後子ども教室等を開設してきました。また、学校運営に地域の教育力を生かし、学校支援地域本部事業などの取組も進めてきました。今後も、学校、家庭、地域の連携を推進し、取組を通して、地域の教育力を向上させていくことが求められます。

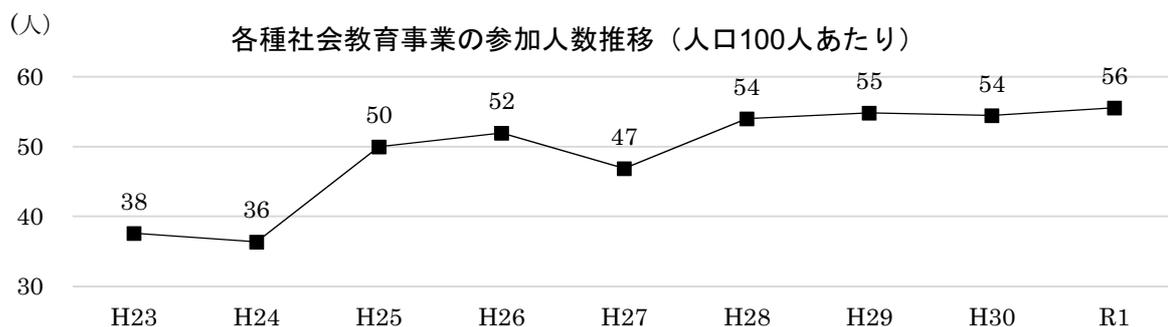
放課後子ども教室、放課後児童クラブ、学校支援地域本部の開催状況(令和元年度)

区分	開設数	年間開催日数	利用状況等
放課後子ども教室	19か所	1,706日	児童生徒参加人数(延べ) 39,370人
放課後児童クラブ	19か所	1クラブ平均 278日	利用児童数 1,086人(1クラブ平均 57人)
学校支援地域本部	10校	348日	地域ボランティア参加数 1,131人

(市まちづくり推進部調べ)

9 社会教育の状況

市民センターを中心に、生涯の各時期に応じた各種社会教育事業を実施し、多くの参加を得ています。今後も、市民ニーズを踏まえた社会教育事業を効果的に展開していくことが求められます。

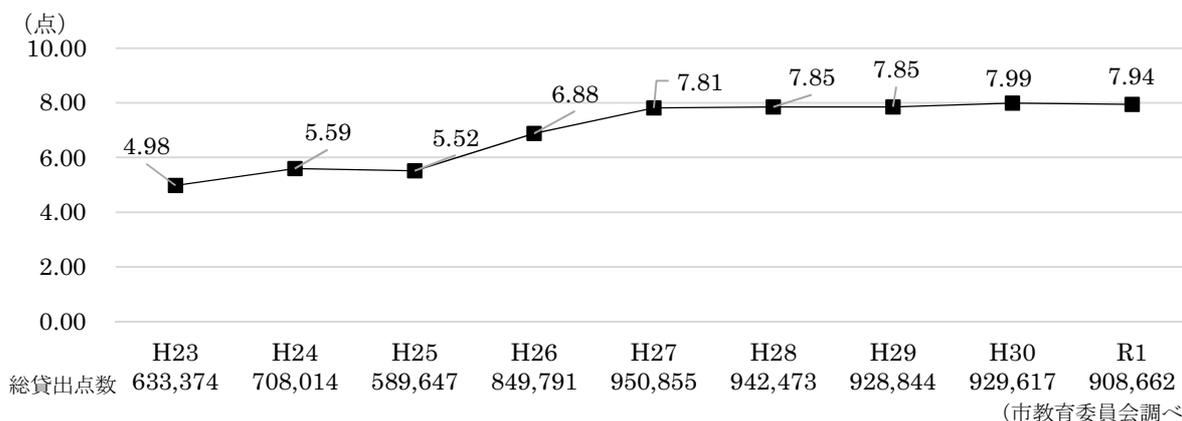


(市まちづくり推進部調べ)

10 市立図書館

図書館の貸出点数は、平成26年度以降岩手県立及び県内の市町村立図書館で最多となっています。今後も、市民の読書意欲をさらに高める図書館サービスの充実が求められます。

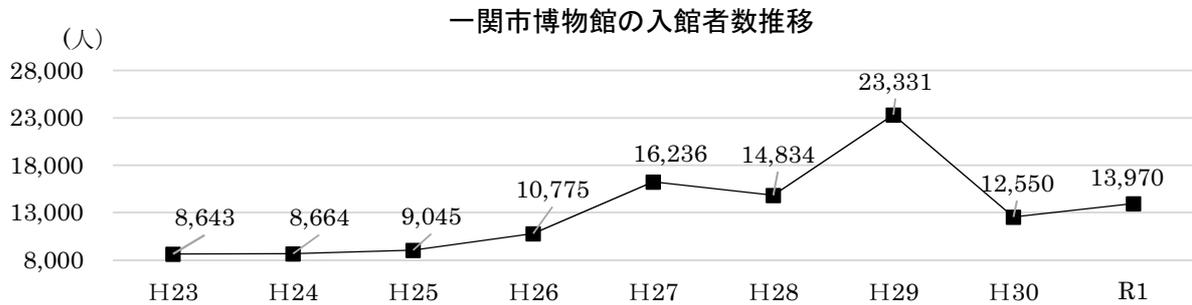
市立図書館の市民一人当たり年間貸出点数の推移



(市教育委員会調べ)

11 博物館等（一関市博物館、芦東山記念館、民俗資料館、石と賢治のミュージアム、大籠キリシタン殉教公園）

常設展示の充実や企画展、テーマ展等の開催により、先人や文化財等に対する市民の学習意欲に
 応えてきました。今後も、各館の特長を生かした展示内容の充実が求められます。



(市教育委員会調べ)

12 文化財

市内には、指定等文化財をはじめ数多くの文化財があります。今後も、必要な資料を収集、整理
 するとともに、適切な保存と効果的な展示や研究等への活用が求められます。

文化財の件数 (件)

	国指定等文化財	国登録有形文化財	県指定文化財	市指定文化財	合計
R2年度末	7	31	36	171	245
H26年度末	6	35	34	156	231

(市教育委員会調べ)

13 骨寺村荘園遺跡

平泉の文化遺産を構成する要素としての意義付けを確かなものとするため、骨寺村荘園遺跡の重
 点調査を進めてきました。世界文化遺産「平泉」（平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考
 古学的遺跡群—）の関連資産として、骨寺村荘園遺跡の拡張登録に向けた取組を進めていく必要が
 あります。

世界遺産拡張登録に係る経過

時 期	内 容
平成20年 7月	第32回世界遺産委員会で「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観—」が登録延期
平成21年 4月	「骨寺村荘園遺跡」等を推薦資産から除外、拡張による追加登録を目指す
平成23年 6月	「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園および考古学的遺跡群—」世界文化遺産登録
平成24年 9月	「骨寺村荘園遺跡」など5資産が世界遺産暫定一覧表に記載
平成24年10月	県と関係市町で、集中的な調査研究の実施と29年度までの調査計画を申し合せ
平成25～29年度	平泉に関する基礎的な調査研究と、個別資産の調査研究を集中的に実施
平成30年 2月	平成29年度末の推薦書素案提出を見送る
平成30～令和 4年度	拡張登録に係る調査研究計画（5カ年）を策定し、発掘調査や文献研究等の調査研究を集中的に実施

(市教育委員会まとめ)

第3章 教育振興の基本目標

この計画が目指すべき教育の基本目標を次のとおりとします。

「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」

一関には、江戸期の藩政時代、藩主が書物を家中に貸し出して教育の興隆を図り、「教育立藩」でこの地を支えていこうとする「学び」の風土が既にあり、それは、今日に至るまで、この地域の歴史に息づいてきました。私たちの中には学びによって自己を向上させ、社会に貢献していく気風が脈々と受け継がれています。

グローバル化が進む現代にあって、未来に展望を持ち力強く踏み出していくためには、常に変化に対応できる「学び」こそ、その礎（いしずえ）となるものです。

私たちは、その学びの風土を礎として、将来、内にあっては地域を支え、外にあっては地域を応援する子どもたちを、豊かな情操と確かな倫理観を身に付けた心豊かな人間として、育てていく責務を担っています。

そして、この急速に変貌する社会の中で、しっかりとした軸を持って、困難に負けずに生きていくためにも、子どもたちに一関の歴史・文化を理解させ、心身ともに健康でたくましい人間として成長できるよう見守り、支えていく必要があります。

また、現に、この一関に住む私たち自らが、健康で心豊かに生活し、生涯学習として様々な文化に触れ、創造していくことで、一人ひとりの個性と能力が開花され、この一関を文化薫る住みたいまちにすることができると考えます。

このように、学びの歴史を背景として、今もなお、子どもたち、市民が、いきいきと学ぶ生涯学習都市である郷土^{ふるさと}一関を誇りとし、この伝統を未来に引き継ぎ、新たな創造を加えていくことが私たちの使命です。そして、その人づくりこそが「一関の教育」であります。

第4章 施策の基本方向

○ 社会を生き抜く力を育む学校教育の充実

子どもたちの確かな学力の定着を図るとともに、豊かな心と健やかな体を育み、グローバル化や少子高齢化など急激に社会が変化する中で、これからの社会を生き抜くことのできる総合的な人づくりを進めます。

○ とともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進

一人ひとりの多様で個性ある自己実現を支援するため、生涯の各時期において主体的に学習できるよう、より質の高い学習機会を創出するとともに、地域課題の解決と地域の教育力向上を目指し、学校、家庭、地域が連携した学びと地域づくりの推進により、地域の活力を創造していきます。

○ 誇りと愛着を醸成する文化の継承

市民共通の財産である文化財の適切な保護と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や、先人が学問に力を注いできた伝統を継承する機会の提供を通して、郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します。

第5章 施策の推進にあたっての視点

前計画の成果と課題を踏まえ、本計画の推進にあたっては、各分野の施策を共通の考え方を持って具体的な施策を講じることとします。

1 生涯を通じた学びの接続（縦軸）

家庭教育から幼児教育、小中学校、高等学校、大学等へ、さらに社会へと続く学びにおけるライフステージ間の有機的で、円滑な接続を図ります。

2 社会全体の連携・協働（横軸）

地域全体が教育の当事者として、学校、家庭、地域、企業等、行政の一層の連携を図り、それぞれの役割を担う協働の取組を進めます。

3 郷土の歴史・文化に対する愛着心の醸成（時間軸）

豊かな心と感性、郷土を大切にしたい思いの醸成により、主体的に地域社会に関わる人材の育成を目指し、地域の歴史・文化に愛着や誇りを持たせる取組を進めます。

各論

第1章 重点プロジェクト

計画期間内に学校教育、社会教育、文化財の分野を横断し、重点的に取り組み、成果をあげていく事業を重点プロジェクトとして位置付けて推進します。

1 ことばを大切にせる教育プロジェクト

美しい日本語にたくさん触れ、思考を深め、豊かな表現力を養うため、本に親しみ思考を深める「ことばと読書」、ことばの感性を磨き、語彙（ごい）を豊かにする「ことばの響き」、地域への理解を深める「ことばの先人」を柱とした「ことばの教育」を進めます。

【主な取組】

- ◆ 子どもたちの本への興味を高めるため、読書普及員や図書ボランティアによる読書活動を推進します。
- ◆ 本へのリクエストに広く応えていくため、学校と市立図書館の連携による図書の相互貸借を進めます。
- ◆ 「ことばのテキスト(言海)」を活用し、名文や古典文学に触れることを通して、「ことばの響き」を学ぶ教育を進めます。
- ◆ 学芸員が学校を訪問し、専門的な知識を入れながら、かつ、わかりやすく「ことばの先人」に関する授業を行います。

2 グローバル人材育成プロジェクト

グローバル化していく現代社会に対応できる人材を育成するため、キャリア教育をはじめとした様々な体験活動の実践や、ICT活用能力の育成、SDGsの考え方や国際性を身に付けるための教育に取り組みます。また、多文化共生、多様な価値観を理解するうえで土台となる子どもたち自らのアイデンティティー（自分のよりどころ）を確立させるため、郷土の歴史・文化についての教育に取り組みます。

【主な取組】

- ◆ 働くことや学ぶことへの意欲を高めるため、中学生が企業等の職場で学ぶ中学生社会体験事業を推進します。
- ◆ 国際的な感覚を養うため、小・中学校にALT（外国語指導助手）などを派遣するほか、小学6年生と中学2年生を対象に英語の森キャンプ事業を実施します。
- ◆ ICT機器の整備を進め、ICTを活用した「わかる授業」と情報活用能力の育成を目指します。
- ◆ 科学技術に対する興味や関心を高めるため、中学生をつくば市の高エネルギー加速器研究機構に派遣します。
- ◆ 「ことばのテキスト(言海)」には、地域の先人を学ぶ内容を盛り込み、郷土に誇りを持つ心を育みます。

3 学校と地域の協働推進プロジェクト

子どもたちの社会性の育成、子どもたちを取り巻く環境の安全確保のためには、地域住民の協力が必要であることから、学校と地域の連携をより一層強めるとともに、開かれた学校づくりを推進し、地域住民の力を学校運営と子どもたちの成長に生かす取組を進めます。

【主な取組】

- ◆ 学校に対する関心を高めるため、学校の情報や活動の様子をホームページで紹介します。
- ◆ 地域ぐるみで基本的な生活習慣づくりやあいさつ運動などを展開する教育振興運動を推進します。
- ◆ スクールガードを中心に、地域の協力を得ながら、登下校時の見守り活動を展開します。
- ◆ 学校支援ボランティア等と連携し、地域の方々の知識、経験を学校教育に生かす取組を進めます。

4 世界遺産拡張登録推進プロジェクト

世界文化遺産「平泉」の関連資産である骨寺村荘園遺跡の拡張登録実現に向け、重点的に調査研究を進めて資産価値を明らかにするとともに、その価値について市民の理解を促進する取組や、拡張登録への気運を醸成する取組を進めます。

【主な取組】

- ◆ 考古学的調査と文献調査を重点的に進めます。
- ◆ 骨寺村荘園を訪れた方々や市民の関心を高めるため、骨寺村荘園交流館を核にして、広く情報発信していきます。
- ◆ 拡張登録に向けた機運を醸成するため、骨寺村荘園の調査等に関する講演会を開催します。
- ◆ 子どもたちの骨寺村荘園への関心を高めるため、児童生徒を対象とした「ときめき世界遺産塾」を開催します。

第2章 社会を生き抜く力を育む学校教育の充実

1 確かな学力を育む教育の推進

子どもたちの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、さらには主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を育成します。そのため、各種研修会や教育研究所事業を通して教員の指導力の向上を図り、「わかる授業」づくりを進めます。

(1) 確かな学力の定着と向上

① 「わかる授業」づくりの推進

児童生徒が意欲を持って学習に取り組めるよう、学習指導等の実践研究を行い、授業の改善を図ります。また、ICT機器を活用し、児童生徒の理解をより深めます。

② 個に応じた指導の推進

個別指導、少人数指導、ティーム・ティーチングなどにより、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。

③ 学力向上重点教科の設定（算数、数学）

各教科の学力向上を図るとともに、特に改善を要する算数、数学を重点教科に設定し、積極的に添削指導、補充指導、個別指導に取り組み、習熟度を高めます。併せて、この地域は和算が盛んであったことにも触れながら、広い視野と地域への誇りにつなげます。

④ 基礎計算力・集中力の向上

市独自に陰山メソッドを導入し、モジュール時間（毎日の短時間学習）での百ます計算等の取組を通じて、基礎計算力・集中力の向上を目指します。

⑤ 学習定着状況調査の分析、情報共有

CRT（標準学力検査）や全国学力学習状況調査などの分析に基づき、学校と教育委員会が課題点や授業改善方策の方向性を共有し、その調査結果を保護者に情報提供します。

⑥ 学習習慣形成の推進

小学校と中学校、学校と家庭が連携し、児童生徒に対して、計画的に家庭学習の課題を与え、学習習慣の形成に努めます。

(2) 教員の授業力の向上

① 学習指導専門員、外国語指導専門員、ICT指導員による学校訪問指導

教育研究所に学習指導専門員を配置し、各学校を訪問しながら、教員に対して授業展開等への相談や助言等を行い、指導方法の改善につなげます。

② 研究校指定と総合訪問指導

指導方法や指導内容に関する実践的研究を行う研究校を指定し、その成果を公開研究会で発表することで、各学校につなげます。また、総合訪問や校内研究会においては、指導主事が指導方法の改善に向けた助言を行います。

③ 研修会の実施

教員の自主的、主体的な研修を奨励するとともに、教育研究団体や県教育委員会、県南教育事務所等と連携した研修会を開催するなど、管理職の育成を含めた教員の資質向上に努めます。

2 豊かな心を育む教育の推進

道徳教育やボランティア教育、環境教育などを一層充実させるとともに、家庭や地域社会との連携を図り、様々な活動を体験させることで、生命を尊重する心や他者を思いやる心、倫理観、社会性など、子どもたちの豊かな心を育みます。

(1) 道徳教育、体験活動の充実

① 道徳教育の充実

道徳の時間を一層充実させるとともに、学校の教育活動全体を通して道徳性を養い、いのちの大切さ、他者への思いやりの心、規範意識の育成など、豊かな心を育みます。

② 自然体験、社会体験活動の充実

自然体験活動と社会体験活動を積極的に取り入れ、直接体験を通じた気づきを大切にし、豊かな感性を育みます。

③ 学校、家庭、地域、各教育機関との連携

学校と家庭、地域が連携するとともに、市内にある幼児期から大学までの各教育機関が連携し、共通の目標を持って豊かな心を育む教育に取り組みます。

④ 児童、生徒、学生の顕彰

体育、文化等の分野で、優れた成績を収めた市内の学校に在学する児童、生徒、学生を顕彰し、活動に対する意欲の向上を図ります。

(2) 福祉・ボランティア教育、環境教育の充実

① 福祉・ボランティア教育の充実

福祉施設の訪問や高齢者との交流、地域への奉仕活動などを通して、ボランティア精神や思いやりの心を培う教育を推進します。

② 環境教育の充実、SDGsの普及

地球温暖化や自然破壊など環境問題への対応が重要になっていることから、環境保全活動や自然エネルギーに関する学習を通して、豊かな自然環境を守るための実践力を育む環境教育を推進します。

また、持続可能な社会の担い手の育成のため、児童生徒のSDGsの理解促進を図り、様々な教育活動に関連させSDGsの普及を図ります。

3 健やかな体を育む教育の推進

児童生徒及び教職員の健康保持、健康増進や事故防止に努めます。また、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、望ましい食習慣と健康な体づくりにつながる食育を進めます。さらに、生涯にわたって運動を継続するための基礎となる体力の向上に努めます。

(1) 健康教育の充実

① 学校保健指導の充実

学校医や家庭、関係機関と連携を図りながら、健康観察や定期健康診断を適切に実施し、児童生徒一人ひとりに対して、きめ細かく保健管理を行います。

② 健康の保持増進

児童生徒が、自らの健康に関心を持つよう指導するとともに、肥満防止に向け、バランスの取れた食習慣と運動習慣の形成のために、学校・家庭が連携して取り組みます。

また、健康教育を通して、病気や危険薬物等から自らを守る意識の醸成に努めます。

(2) 学校給食と食育指導の充実

① 安全、安心な給食の提供

児童生徒の発達段階や食物アレルギーの実態に応じながら、必要な栄養量が摂取できる献立を実施するとともに、食品の衛生管理の徹底などにより、安全、安心な学校給食を提供します。

② 食育指導の充実

望ましい食習慣と健康な体づくりを進めるため、栄養教諭、栄養職員による食育指導の充実に努めます。また、給食においては、郷土食や地場産品の提供を通して地産地消を考えさせる取組を進めます。

③ 学校給食センターの充実

施設の適切な維持管理と効率化に努めるとともに、厨房調理機器や食器、食缶などの設備、備品の計画的な更新を図ります。

(3) 学校体育の充実

① 体力の向上と運動習慣の形成

学校体育や運動部活動等を通して、児童生徒が体を動かす楽しさや喜びを味わうことにより、生涯にわたって運動を継続するための基礎を身に付けさせます。

② 指導者の資質の向上

家庭と連携し「60運動」^{ログマル}をすすめ、体育授業において運動の基本となる走力を意識した指導に努めるとともに、教員等を各種講習会に参加させるなど、実技指導能力の向上を目指します。

4 社会の変化に対応した教育の推進

少子高齢化、グローバル化、情報化などの社会の変化に対応した教育や主権者としての自覚を培う教育、社会や地域が求める職業教育を充実させ、これからの社会を生き抜く力を育みます。また、児童生徒数の変化に対応した学校規模の適正化など、望ましい教育環境の整備に努めます。

(1) キャリア教育の充実

① キャリア教育の推進

学校の教育活動全体を通して児童生徒の職業観、勤労観や自らのキャリアビジョンを描き実現する力を育成するため、キャリア教育を教育課程に位置付け、発育段階に応じたキャリア教育に取り組みます。

② 中学生の社会体験学習の推進

学校、家庭、地域、行政、事業所、関係機関が連携し、市内全ての中学校で、地域の教育力を生かした5日間の社会体験学習を実施し、望ましい勤労観、職業観や社会性を培います。

(2) 国際理解教育、科学技術教育の充実

① A L T等による外国語教育の推進

小学校外国語活動・小・中学校の英語授業、その他の教育活動にA L Tや外国語指導専門員を派遣し、国際的なコミュニケーション能力の育成と異文化理解の促進を図ります。

② 国際理解教育の充実

英語の森キャンプの実施や姉妹都市等との交流機会などを設けながら、豊かな国際性の習得と様々な国の異なる文化や価値観への理解を深める教育に取り組みます。

③ 最先端科学技術の理解の促進

高エネルギー加速器研究機構（K E K）などが持つ最先端の科学技術に触れる機会を設け、科学技術に対する興味や関心を高める教育に取り組みます。

(3) 情報教育の推進

① I C T環境の整備

G I G Aスクール構想に基づき、児童生徒一人1台端末を配備し、併せてI C T指導員及びG I G Aスクールサポーターの配置を進めます。

② 情報教育の充実

授業のなかでI C T機器の活用を推進し、情報を主体的に選択、処理、活用できる能力の向上に努めます。また、「わかる授業」を一層向上させるため、デジタル教材の充実を図ります。

③ 情報モラルの教育の充実

スマートフォンや各種端末の普及によりインターネット接続の利便性が増すなか、家庭との連携を図りつつ、児童生徒にプライバシー保護や著作権問題、人権侵害等の危険性についてしっかりと認識させ、情報モラルを身に付けさせます。

④ 端末等の活用の制限

ゲーム依存やいわゆるメディア漬けの児童生徒が増加している現状から、学校、家庭と連携して「居間8（イマハチ）ルール[※]（小学生）」や「居間9（イマキュウ）ルール[※]（中学生）」等の共通の取り組みを広げます。 ※ 家庭において、夜8時（夜9時）には居間にスマホ等を置いて使わない運動

(4) 復興教育と危機管理体制の充実

① 復興教育の充実

東日本大震災の教訓を生かして「いきる、かかわる、そなえる」の視点に立ち、「いわての復興教育副読本」を活用した復興教育の充実に努めます。

② 防災教育の充実

日常を安全に過ごすことのできる喜びを児童生徒に再認識させるとともに、災害時などで適切に対応する能力と態度を身に付けさせるため、防災教育の充実に努めます。

③ 学校危機管理マニュアルの改善

非常時の行動、災害に対する備え、防災活動への積極的な協力などについての「学校危機管理マニュアル」を適宜見直ししながら、事件、事故の防止、災害時の適切な対応に努めます。

(5) 学校規模の適正化

児童生徒数の推移を踏まえた望ましい教育環境のあり方について、P T Aや地域住民と地域懇談会を実施し、学校統合などの学校規模適正化を図ります。

5 魅力ある学校づくりの推進

学校から地域へ積極的に情報を発信するとともに、保護者や地域住民が学校運営に参加する開かれた学校づくりを進めます。また、地域の歴史・文化などの学習素材を活用した特色ある教育活動や、創意工夫を生かした弾力的な学校運営の実践により、魅力ある学校づくりを進めます。

(1) 地域とともに歩む学校づくり

① 地域人材の活用

豊富な社会経験を積んだ地域の人材をゲストティーチャーや学校支援ボランティアとして学校の教育活動に取り入れ、地域の力を生かした学校運営や学習活動の充実に努めます。

② 地域との交流事業の推進

地域の伝統芸能の伝承や、地域行事、祭りへの参加など、地域との交流を積極的に進め、地域で育ち、地域を支える人材の育成に努めます。

③ 開かれた学校づくり

学校評議員を軸にして、一部の学校でコミュニティスクールを試し、地域の意見を取り上げるなど、開かれた学校づくりに努めます。

④ 学校からの情報発信

学校だよりの発行や各校の運営方針を示す「まなびフェスト」の公表を行うとともに、学校の教育活動の様子等をホームページに公開するなど、学校からの情報発信に努めます。

(2) 特色ある学校づくり

① 地域学習の推進

郷土の先人や歴史・文化などを題材とし、地域への関心を高め、郷土への誇りを醸成する教育を推進します。

② 創意工夫を生かした教育活動の推進

少人数学級など学習集団の弾力的な運用、児童生徒の実態を踏まえた学校独自のカリキュラム作成、市立図書館や市立博物館などの積極的な活用など、教育活動において各学校の創意工夫を生かす取組を推進します。

③ モジュール時間の設定

すべての小中学校で、ことばの時間（小学校）と陰山メソッド（小・中学校）をモジュール時間として組み入れ、言語能力や計算能力育成に一貫して取り組みます。

6 自立して生きる力を支援する教育の推進

特別な支援を必要としている子どもたちにとって、一人ひとりの状況に応じた対応が重要であることから、適切な職員、支援員等の配置を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の充実に図ります。また、いじめや不登校などに対する相談体制の充実に図るなど、生徒指導や適応指導対策の強化を図ります。

(1) 特別支援教育体制等の充実

① 学校サポーターの配置

発達障がいをはじめ、特別な支援を必要としている幼児、児童生徒に対しては、必要に応じて学校サポーターを配置し、一人ひとりの可能性を引き出していきます。

② 医療、福祉関係機関等との連携

特別な支援を必要とする幼児、児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、幼稚園等、学校、医療機関、児童相談所、市子育て支援担当課など関係機関の連携を図ります。

③ 特別支援に関する研修の充実

特別支援に関する教員の指導力を向上させる研修等を計画的に実施します。

④ 進学時の円滑な接続

幼児、児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導計画を作成し、教育指導、支援を行うとともに、その経過や成果及び課題を引き継ぐ個別の支援シートにより、進学時における円滑な接続に努めます。

⑤ 幼児ことばの教室の設置

ことばの発音や話し方など、幼児のための言語指導を実施するとともに、ことばの発育についての不安や悩みを持つ保護者の相談に応じます。

⑥ 外国人児童生徒への支援

外国人児童生徒等に対しては、児童生徒との交流を通して相互理解を深めさせていくとともに、日本語習得の支援を行います。

(2) 不登校対応の充実

① 教育相談体制の整備

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、適応支援相談員を配置し、教育相談や不登校対応の支援の充実を図ります。

② 適応支援教室の設置

不登校の児童生徒の学校復帰を目指した学習等の援助を行うため、適応支援教室「TANPOPO 広場」を市内2か所に設置し、適応支援に努めます。

(3) いじめの防止

① いじめの未然防止

いのちを大切にする教育に取り組むとともに、児童生徒一人ひとりの自己存在感や自己肯定感を高め、お互いを尊重し合う姿勢をつくり、いじめを許さない環境づくりを進めます。

② いじめの早期発見

各学校が「いじめ防止基本方針」を作成し、組織的な対応と教員の対応能力の向上に努めます。また、定期的に児童生徒に対してアンケート調査を行うとともに、教員の観察等により、いじめの早期発見に努めます。

③ いじめ問題対策連絡協議会の開催

いじめ問題対策連絡協議会等を開催し、いじめに関して関係機関と情報を共有し、いじめの早期発見、適切な対応、未然防止に努めます。

7 特色ある幼児教育の推進

幼児期は人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うとともに、「ことばの時間」などを取り入れた特色ある幼児教育を推進します。また、地域の実情を踏まえ、幼稚園から認定こども園へ移行するなど、様々な保育ニーズへの対応に努めます。

① 「ことばの時間」の設定

就学前教育に、ことばの響きやリズムを楽しむ「ことばの時間」を取り入れた活動を設定し、特色ある幼児教育を推進します。

② 小学校への接続

幼児一人ひとりに応じたきめ細かな指導の工夫や改善に努めるとともに、幼児教育が小学校教育に円滑に移行できるよう、幼稚園等と小学校との連携を図り、スタートカリキュラムに基づき、接続を図ります。

③ 開かれた園づくり

各園、幼児と保護者や地域の方々が触れ合う活動機会の充実に努めます。また、ホームページなどを活用し、園からの情報発信に努めるなど開かれた園づくりを推進します。

④ 保育ニーズへの対応

預かり保育サービスや障がいのある幼児の保育など、様々な保育ニーズへのきめ細かな対応に努めます。

⑤ 認定こども園等への移行

保護者のニーズや保育施設と幼稚園施設の配置状況、待機児童解消の効果などを的確に捉えたうえで、地域の実情を踏まえ、認定こども園等への移行を図ります。

8 ことばの力を育てる教育の推進

「ことばと読書」「ことばの響き」「ことばの先人」を柱とした「ことばの力を育てる教育」の実践により、子どもたちの豊かな心と地域への誇りを育成します。

(1) 「ことばと読書」に関する取組

① 学校図書館の整備充実

貸し出し手続きにICTを活用するなど、学校図書館としての機能を高め、親しみやすい図書館環境づくりに努めます。

② 図書館ネットワーク化の推進

学校図書館と市立図書館との連携を強化し、児童生徒のリクエストに応じて、他館の蔵書を取り寄せるなど、児童生徒の読書活動を支援します。

③ 読書普及員の配置

読書普及員を全校に配置し、読み聞かせや図書の紹介等の活動を通して、児童生徒が読書活動に親しむための環境整備を進めます。

④ 読書習慣の育成

朝読書や昼読書、国語の授業を通して、語彙（ごい）を豊かにするとともに、家庭と連携して読書習慣の育成を図ります。

(2) 「ことばの響き」に関する取組

「ことばの時間」の設定

小学校では、「ことばのテキスト（言海）」を活用し、各学校の工夫による毎日のテキストの音読を通して語彙（ごい）を豊富にし、ことばの感性を磨きます。

また、暗唱を推奨し、音読集会や保護者参観など様々な発表の機会をつくります。

(3) 「ことばの先人」に関する取組

① 「ことばの時間」での先人学習

小学校の「ことばのテキスト（言海）」には、名文や古典の他に地域の先人の業績を学ぶ内容を盛り込み、郷土に誇りを持つ心を育みます。

② 学芸員等の活用

博物館の学芸員等による一関ゆかりの先人に関する出前授業を行います。

9 多様な学びを支える教育環境の整備・充実

子どもたちに安全、安心でより良い教育環境を提供するため、学校施設の改修や教材等の充実を進めるほか、子どもたちを危険から守る体制の整備や多様な学習機会の確保に努めます。

(1) 教育環境の充実

① 安全、安心な教育施設の整備

子どもたちが良好な環境の中で学習することができるよう、老朽化した校舎等の改修を進めます。また、学校体育施設については、器具を定期的に点検し、安全を確保するとともに、計画的な整備充実に努めます。

② バリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの観点から、より安全な学校生活が送れるよう校舎等のバリアフリー化に努めます。

③ 学校備品の充実

学習効果を高める教育用教材や教育設備備品の配備、学校図書館図書の実充に努めます。

④ 放射線量の監視

校庭などの放射線の空間線量を定期的に測定、公表し、安全性を確認します。

(2) 学校の安全、安心体制の整備

① 登下校時の安全確保

スクールガードや地域ボランティア等の登下校時の見守り活動により、校外における児童生徒の安全確保を図ります。

② 校内安全体制の確保

携帯電話等のメール配信を活用した双方向連絡システムにより、災害時の安否情報などを迅速に伝達するほか、AED（自動体外式除細動器）を備え付け、緊急時に子どもたちの命を守る対策を講じます。

(3) 教育機会の確保

① 奨学金貸与による修学支援

経済的理由により修学が困難な学生に対しては、奨学金の貸与により、修学を支援します。

② 遠距離通学者への通学支援

遠距離通学児童生徒に対しては、スクールバスの運行や遠距離通学費補助金により通学手段を確保します。

③ 就学援助制度の充実

就学援助制度の充実に努め、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者の負担を軽減します。

④ 私学教育の振興

私学教育振興のため、私立学校の運営に対する支援を行います。また、私立高等学校に在学する生徒の授業料の一部を補助し、修学に係る保護者の負担軽減に努めます。

⑤ 保育料等の保護者負担軽減による子育て支援

国の保育料の無償化に加えて、実費徴収補足給付などにより、子育てに係る保護者の負担軽減に努めます。

(4) 教職員の働き方改革

① 適正な勤務時間の設定

全国的に教職員の厳しい勤務実態が明らかになっていることから、業務の精選を不断に行うとともに、勤務時間を意識した働き方を進め、いきいきと子どもたちに接することができる環境をつくれます。

② 長時間勤務の見直し

長時間勤務の是正を図るため、残業は午後 8 時以降原則禁止とし、残業時間が月 45 時間以内となるよう、学校ごとに最終退勤時刻目標を定めて改善に取り組みます。

③ 適切な部活動時間の設定

各学校の「部活動に係る活動方針」に基づき、週 2 日の休養日（原則日曜日と平日 1 日）と 1 日当たりの部活動時間の上限を設定し生徒の休養を確保するとともに、地域のスポーツ活動団体等の協力を得ながら教職員の働き方の改善に努めます。

第3章 とともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進

1 社会教育の充実

市民が生涯にわたって自ら学習できるよう多様な学習機会を提供するとともに、学習した成果を社会に還元することによって地域づくりに生かせる環境整備を進めるなど、社会教育の充実に努め、学びと地域づくりを一体化し、地域協働のまちづくりを一層推進します。

また、SDGsの理念を踏まえた、幅広い世代を対象とする学習の機会を提供することなどにより、生涯学習の促進に取り組みます。

(1) 社会教育の充実

① 社会教育の推進

「いつでも」「どこでも」「だれでも」が、行政、企業や民間組織等による幅広い学習の機会を享受できるよう、各団体等との連携を強化した社会教育を普及、奨励、推進します。また、市民センター等の講座の企画にあたっては、学校、家庭、地域、企業等の連携と参画を図り、ニーズに対応した学習の充実に努めます。

② 自己を表現できる環境づくり

市民が講座などで得た知識や技術を様々な活動に生かし、自己を表現できる環境づくりに努めます。

③ 地域づくりに取り組む人材、団体の育成

学びと地域づくりを一体化し、地域の特性を生かした地域づくりを進めるため、市民センターでは各種講座などの開催を通して人材や社会教育関係団体の育成を図るとともに、自主活動を奨励、支援します。

④ グローバルな人材の育成

グローバル化していく現代社会に対応できる人材を育成するため、国際性を身に付けるための教育に取り組みます。また、多文化、多様な価値観を理解するうえで土台となる子どもたち自らのアイデンティティーを確立させるため、郷土の歴史・文化についての教育に取り組みます。

⑤ 男女共同参画社会の実現に向けた学習活動への支援

すべての人が互いにその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、市民や市民団体の学習活動を支援します。

⑥ 学校体育施設の開放

地域に身近な学校の体育施設を市民に開放し、レクリエーション活動や日常的な体力の維持、向上の場を提供します。

2 家庭と地域の教育力向上の推進

少子化、核家族化、人間関係の希薄化などにより、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されています。

いじめや青少年による犯罪が社会問題になっており、子どもたちには人権や道徳、いのちの大切さを伝えていかなければなりません。また、スマートフォンなどメディアに頼った子育ても問題視されていることから、愛情を持って子どもに接することを市民一人ひとりが再確認する必要があります。

そのため、教育の原点である家庭教育を支援するとともに、社会全体で子どもたちの学びの支援に取り組めます。

(1) 家庭教育の充実

① 関係機関との連携

学校、PTA、地域、企業、行政などの関係機関と家庭が連携、協力することにより、家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供を行います。

② 家庭の教育力向上に向けた取組

子どもたちにいのちの大切さを伝えることや規則正しい食習慣など、家庭の教育力を向上させるため、市民センターを中心とした、しつけや食育などに関する講座、学習会を進めるほか、企業・団体等への出前講座などを実施します。

(2) 地域全体で子どもを育む環境づくり

① 地域学校協働活動の推進

地域住民がボランティアとして授業等の学習補助、学校行事や部活動の支援、環境整備などを行う地域学校協働活動の事業を展開し、地域で子どもたちの学びを支援する取組を学校との連携により推進します。

また、保護者や地域住民の協力を得ながら、放課後子ども教室を開設し、放課後に子どもたちへ様々な学習や体験を提供します。

② 教育振興運動の推進

子ども、家庭、学校、地域、行政がそれぞれの役割を果たしながら、地域が抱える教育課題を解決するため、教育振興運動を推進し、多くの大人が子どもたちと関わり、地域全体で子どもたちを育む環境づくりを進めます。

3 学習環境の充実

生涯の各時期に応じた社会教育活動の推進とともに、学びと地域づくりを一体化し、地域協働のまちづくりを一層推進するため、社会教育環境と指導体制の充実を図ります。

(1) 社会教育環境の充実

① 市民センター機能の充実

地域が主体となって地域課題の把握、解決に向けて活動する学びと地域づくりの拠点として、市民センター機能の充実を図ります。

② 社会教育施設の整備

市民の生涯学習と地域づくりの拠点として、施設の快適な利用環境の維持に努めます。

(2) 指導体制の充実

① 専門職員の配置

社会教育及び社会教育事業の企画等における専門的な指導助言や支援を行うため、社会教育主事を配置するなど、社会教育を担う人材を養成します。

② 指定管理者との連携

市と指定管理者の意思疎通を図るため、指定管理者の求めに応じ社会教育主事を派遣し、意見・情報交換及び必要な助言等を行います。

また、指定管理市民センターにおける社会教育事業の充実を図るため、いちのせき市民活動センターによる巡回等を行い、社会教育事業の企画等を支援します。

③ 研修機会の充実

社会教育の知識や技術の向上を図るため、国や県などが主催する各種研修会に職員を派遣するとともに、市独自の研修機会の充実に努めます。

4 図書館運営の充実

市民の学習ニーズに対応したサービスを提供するとともに、各地域の特色を生かした図書館運営を推進します。

(1) 学習ニーズに対応した読書環境の充実

① 市民の読書推進や自主的な学習活動への支援

図書館資料の収集、保存、提供の充実に努めるとともに、電子書籍やオンラインデータベース等の情報サービスの高度化を図ります。

また、学校・博物館等との連携により、市民の読書活動の推進や自主的な学習活動を支援します。

② 子どもたちが読書に親しむ環境づくりの支援

市立図書館と家庭、学校図書館とのさらなる連携を図るとともに、公共図書館システムと学校図書館システムの連携により、子どもたちが読書に親しみやすい環境づくりを推進します。

③ 図書館サービスの向上

高齢者や身体の不自由な人が容易に図書館サービスを受けることができるよう、大活字本や音声資料、点字図書 of 充実などサービスの向上に努めます。

(2) 地域の特徴を生かした図書館の運営

① 身近な図書館としての運営

市立図書館8館が共通した基本的サービスを提供しながら、身近な図書館として各地域の特性や利用者の声などを反映した運営を行います。

② 市民との協働による図書館運営

子どもたちの読書支援や図書館資料の配架・書架整理、施設の美化を行う図書館サポーターの活動を支援します。

③ 地域の特色ある資料の収集、保存、提供

各地域の図書館では、利用者が地域の歴史・文化について深く学ぶことができるよう、地域の特色ある資料の収集、保存、提供に努めます。

また、郷土資料のデジタル化を進め、保存と利用者の利便性向上を図ります。

④ 専門的職員によるサービスの充実

専門的職員による図書館利用者ニーズへのきめ細かな対応とサービス向上を図り、誰もが利用しやすい読書環境の整備に努めます。

5 博物館等機能の充実

博物館は、資料収集、保存、調査研究、展示、教育普及（交流連携）活動などの役割を一体的に担う施設であり、機能をより充実させることにより、学ぶ機会の提供と学習活動支援に努めます。

(1) 地域の歴史・文化に関する学習支援

① 常設展示の充実

「一関のあゆみ」、「舞草刀と刀剣」、「玄沢と蘭学」、「文彦と言海」及び「一関と和算」の5つのテーマにそった資料を展示替えしながら系統的に展示し、地域の歴史の変遷と個性ある文化に関する学習機会を提供します。

さらに、スマートフォン等のICTを活用した展示解説を導入します。

② 企画展やテーマ展等の開催

調査研究のテーマに沿った企画展やテーマ展等を開催し、地域の歴史・文化に関する市民の学習活動を支援します。

また、展示への深い理解を促すため、講演会等の関連事業を開催します。

(2) 歴史・文化に親しみやすい環境づくり

① 教育普及（交流連携）事業の開催

「和算講座」をはじめとした多彩な講座、講演会の開催や「はくぶつかんこどもくらぶ」など体験学習の機会を設け、先人の業績や知恵を学ぶ活動を支援するとともに、市民の学習意欲の向上を図ります。

② 学校や市民センターと連携した事業の展開

学校や市民センターと連携し、出前授業、出前講座など、地域に根差した歴史・文化への理解が深まるよう事業を展開します。

③ 博物館等の連携

地域の特色ある歴史や文化が学べる場を提供し、市民の地域に対する理解を深めるため、博物館、芦東山記念館、民俗資料館、石と賢治のミュージアム、大籠キリシタン殉教公園が連携します。

第4章 誇りと愛着を醸成する文化の継承

1 文化財の保護・地域文化の伝承

市民共通の財産である文化財の適切な保護と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や、先人が学問に力を注いできた伝統を継承する機会の提供を通して、郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します。

(1) 文化財の保存・活用

① 文化財の保護と調査研究

歴史・文化について調査研究を進め、文化財の指定や保存・活用に努めるほか、文化財の修繕や保護活動への助成、埋蔵文化財の適正な保護などにより、地域文化を後世に伝えます。

② 文化財愛護意識の高揚

市の広報誌やホームページを活用し、文化財の情報を発信するとともに、歴史や文化財に関する標柱、解説板の整備など、地域の財産である文化財への理解や、その愛護意識の普及啓発に努めます。

③ 文化財の展示と公開

地域の歴史・文化を知る上で重要な文化財やこれまで収集、調査してきた歴史資料、民俗資料、考古資料を博物館等の施設で展示公開するとともに、市が管理する旧東北砕石工場などの登録有形文化財を広く公開し、市民が地域の文化に触れる機会を提供します。

(2) 地域文化の伝承

① 伝統芸能の保存・伝承

地域の中で生まれ、継承されてきた市内の民俗芸能について調査研究を進め、後継者育成や地域との関わりを主眼としてその保存・伝承活動を支援します。

② 自然や文化の発掘と継承

地域の優れた自然や文化の再認識と後世に保存・継承を図るため、地域の団体や郷土史グループの地域おこし活動等に対し、学芸員等が専門的見地から相談、助言等の支援をします。

③ 偉人・先人の顕彰

地域ゆかりの偉人・先人たちについて、学校教育や生涯学習において学ぶことができるよう、調査研究や博物館等施設の充実に努め、身近に学習できる機会の提供を図ります。

2 骨寺村莊園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

骨寺村莊園遺跡は、世界文化遺産「平泉」の関連資産として、世界遺産拡張登録を目指しています。拡張登録実現のために、資産価値を明らかにするための調査研究を重点的に進めるとともに、資産価値を後世へ守り伝えるため、適切な保存管理体制のもとで、景観保全活動等を推進します。

(1) 骨寺村莊園遺跡の保護

① 骨寺村莊園遺跡の保存活用

土地所有者や地元団体等との協働による小区画水田等を活用した各種事業に取り組むとともに、計画的な保存活用に努めます。

② 重要文化的景観の継承

「一関本寺の農村景観」の継承に向け、文化的景観を構成する重要建物の修理修景を行うとともに、史跡と重要文化的景観の一体的な保存管理に努めます。

③ 骨寺村莊園遺跡の普及啓発

骨寺村莊園交流館を核に、その価値と魅力を内外に情報発信し、市民の理解を深め、骨寺村莊園遺跡を市民共有の財産として認識し、保護していく意識を醸成します。

(2) 世界遺産拡張登録の推進

① 骨寺村莊園遺跡の調査研究

拡張登録実現に向け、関係機関と連携して考古学的調査と文献研究を重点的に進め、拡張登録推薦のための資産価値証明の取組を進めます。

② 世界遺産登録への気運醸成

講演会の開催や、世界文化遺産「平泉」の活用による関係機関と連携した情報発信により、世界遺産拡張登録への気運を醸成します。

③ ときめき世界遺産塾の開催

児童生徒を対象とした「ときめき世界遺産塾」での学習を通して、平泉の文化遺産についての理解を深め、郷土の宝を守り育てる気運を醸成します。

事業計画

事業計画は、各論に掲げた施策の展開を受けて、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの後期5カ年において実施すべき具体的な取組について示すものです。

※ SDGsの17の目標について、施策・事業ごとに関連する目標を表示しています。

【社会を生き抜く力を育む学校教育】

1 確かな学力を育む教育の推進

(1) 確かな学力の定着と向上

施策・事業名	事業概要
確かな学力育成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 少人数指導やチーム・ティーチングなど個に応じた指導の推進 算数、数学を重点にした学力向上対策の推進 市独自の学力調査(CRT)と全国、県の学習定着度状況の調査、分析 家庭における学習習慣形成の推進 陰山メソッドやことばの時間を取り入れたモジュール時間の設定
学びの活性化事業 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の学びを支援する学習支援員の配置

(2) 教員の授業力の向上

施策・事業名	事業概要
教員の授業力向上事業 	<ul style="list-style-type: none"> 授業について指導、助言する学習指導専門員・外国語指導専門員・ICT指導員の訪問指導 研究校指定による学校公開 指導主事による校内研究会等への訪問指導 授業力向上のための研修会の実施

2 豊かな心を育む教育の推進

(1) 道徳教育、体験活動の充実

施策・事業名	事業概要
道徳教育・特別活動推進事業    	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな心を育む道徳教育の充実 自然体験、社会体験活動の充実
幼・小・中・高・特・高専・大学校運営推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 市内教育機関の長による課題解決のための協議、研修、講演会等の実施

児童・生徒・学生顕彰事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育、文化等の活動で優れた成績を収めた児童、生徒、学生の表彰
---------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

(2)福祉・ボランティア教育、環境教育の充実

施策・事業名	事業概要
福祉・ボランティア教育推進事業   	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設の訪問や地域への奉仕活動などの福祉・ボランティア活動の実施
環境教育推進事業   	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然環境を守るための実践力を育む環境教育の実施

3 健やかな体を育む教育の推進

(1)健康教育の充実

施策・事業名	事業概要
児童生徒健診事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校保健安全法による定期健康診断の実施 ・ 肥満や生活習慣病を予防するための生活習慣病予防健診の実施
健康教室開催事業  	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校における危険薬物を知る薬物乱用防止教室の開催
環境衛生検査事業  	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校における室内環境や水質などの環境衛生検査の実施

(2)学校給食と食育指導の充実

施策・事業名	事業概要
食育推進事業     	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食における郷土食、地場製品の提供

(3)学校体育の充実

施策・事業名	事業概要
体育実技講習会派遣事業  	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育実技講習会への教員の派遣

4 社会の変化に対応した教育の推進

(1)キャリア教育の充実

施策・事業名	事業概要
キャリア教育推進事業  	<ul style="list-style-type: none"> 中学生による5日間の社会体験学習の実施

(2)国際理解教育、科学技術教育の充実

施策・事業名	事業概要
国際理解教育推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 外国語指導助手の小中学校への配置
中学生最先端科学体験研修事業    	<ul style="list-style-type: none"> 中学生を最先端科学施設等へ派遣しての研修の実施

(3)情報教育の推進

施策・事業名	事業概要
学校ICT活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ICTやデジタル教材の活用による教育の質の向上
情報モラル教育推進事業  	<ul style="list-style-type: none"> 情報社会におけるルールとマナーを教える情報モラル教育の推進

(4)復興教育と危機管理体制の充実

施策・事業名	事業概要
復興教育推進事業    	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の教訓を生かした復興教育の実施

(5)学校規模の適正化

施策・事業名	事業概要
学校規模適正化推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒数の減少の見通しを踏まえ、より良い教育環境の確保に向けた学校規模の適正化

5 魅力ある学校づくりの推進

(1)地域とともに歩む学校づくり

施策・事業名	事業概要
魅力ある学校推進事業  	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲストティーチャーなど地域人材を活用した教育活動の実施 ・ 学校評議員の設置による外部評価の充実と学校経営への反映 ・ ホームページ等を活用した学校からの情報発信

(2)特色ある学校づくり

施策・事業名	事業概要
地域学習推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学芸員を活用した一関市の先人を学ぶ学習の実施

6 自立して生きる力を支援する教育の推進

(1)特別支援教育体制等の充実

施策・事業名	事業概要
特別支援教育推進事業   	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児の安全確保と発達支援を行うきめ細かな指導支援員の配置 ・ 特別な支援を要する子どもたちを支援する学校サポーターの配置 ・ 市特別支援コーディネーターによる各園、各校への巡回相談の実施 ・ 学校特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育講演会の実施 ・ 発音、話し方等の障がいを持つ就学前の幼児に対する相談や指導を行う幼児ことばの教室の設置

(2)不登校対応の充実

施策・事業名	事業概要
不登校対策事業    	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校等の悩み相談を行う教育相談員、適応支援相談員の配置 ・ 学校への復帰を支援する適応支援教室「TANPOPO 広場」の設置

(3)いじめの防止

施策・事業名	事業概要
いじめ防止対策事業    	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題について関係機関と連携を図る「いじめ問題対策連絡協議会」の開催等 ・ 子ども悩みごと相談電話、相談窓口の開設

7 特色ある幼児教育の推進

(1)特色ある幼児教育の推進

施策・事業名	事業概要
幼児教育推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ことばの響きやリズムを楽しむ「ことばの時間」を取り入れた特色ある活動の展開 ホームページ等を活用した幼稚園からの情報発信
子ども子育て支援事業  	<ul style="list-style-type: none"> 市立幼稚園における預かり保育の実施 地域の実情を踏まえた認定こども園等への移行

8 ことばの力を育てる教育の推進

(1)「ことばと読書」に関する取組

施策・事業名	事業概要
学校図書館ネットワーク事業 	<ul style="list-style-type: none"> 図書の流通、ネットワークシステムの維持管理、データベース化支援、図書館システムの整備
ことばの力を育てる教育推進事業(読書普及員の配置) 	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせや図書の紹介、読書環境の整備等を行う読書普及員の配置

(2)「ことばの響き」に関する取組

施策・事業名	事業概要
ことばの力を育てる教育推進事業(ことばの時間) 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校向けの「ことばのテキスト」の活用及び「ことばの時間」の設定 幼稚園等における「ことばの時間」の設定

(3)「ことばの先人」に関する取組

施策・事業名	事業概要
ことばの力を育てる教育推進事業(ことばの先人) 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校における「ことばのテキスト」による先人学習 博物館の学芸員等による「ことばの先人」に関する出前授業

9 多様な学びを支える教育環境の整備・充実

(1)教育環境の充実

施策・事業名	事業概要
学校等施設整備事業   	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設及び幼稚園施設の老朽化改修や学校統合等に対応した計画的な整備
学校図書館整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館標準冊数の確保及び学校図書館の図書整備
学校図書館ネットワーク事業 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館と市立図書館のICTを活用したネットワーク化
理科教材等整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> 理科教育の振興に向けた理科及び算数（数学）教材の整備
コンピュータ整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒、教職員用のパソコン機器の整備 小中学校の通信環境の整備
放射性物質汚染対策事業  	<ul style="list-style-type: none"> 校園庭における放射線量の一斉測定の実施

(2)学校の安全、安心体制の整備

施策・事業名	事業概要
緊急情報相互連絡システム 運用事業 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者に対するメール配信による災害時の安否等の情報提供に係るシステムの管理
命をつなぐプロジェクト事業  	<ul style="list-style-type: none"> 中学校での心肺蘇生法に関する学習の実施 教職員の救急救命講習会受講 教職員に対する応急手当普及講習会の開催

(3)教育機会の確保

施策・事業名	事業概要
奨学金貸与事業  	<ul style="list-style-type: none"> 経済的に修学が困難な学生に対する奨学金の貸与

<p>遠距離通学者通学支援事業</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールバスの運行と車両の計画的な更新 ・ 市営バス等を利用する遠距離通学児童生徒への支援
<p>就学援助事業</p>  	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者への経済的支援
<p>私立高等学校生徒学費補助事業</p>  	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立高校に在学している生徒の就学に係る保護者等の負担軽減を図るための補助
<p>私立学校運営費補助事業</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立学校の健全な発展を図るための補助
<p>実費徴収補足給付事業</p>  	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園等が実費徴収する給食費、教材費、行事費に係る低所得者世帯への経済的支援

(4) 教職員の働き方改革

施策・事業名	事業概要
<p>事務処理の効率化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校務支援システム導入の検討
<p>部活動の改善</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動に係る活動方針に基づく推進

【ともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進】

1 社会教育の充実

(1)社会教育の充実

施策・事業名	事業概要
市民センター事業 	<ul style="list-style-type: none"> SDGsの理念を踏まえた、幅広い世代を対象とする学習機会を提供 市民が生涯にわたって自ら学習できるよう学習機会を提供 青少年から高齢者までそれぞれの分野ごとに社会教育事業を実施 男女共同参画の視点を取り入れた講座・研修を実施
青少年健全育成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成団体に対する補助 地域活動体験や災害ボランティア活動体験学習などを実施
英語の森キャンプ事業 	<ul style="list-style-type: none"> 小学生が英語での生活や外国文化を体験する1泊2日の宿泊研修の実施 中学生が英語での生活や外国文化を体験する2泊3日の宿泊研修の実施
成人式開催事業 	<ul style="list-style-type: none"> 新成人の新たな門出を祝い、励まし、大人としての自覚を促すため成人式を開催
社会教育関係団体活動費補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育関係団体や地域の女性団体等の活動の支援
学校体育施設開放事業 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の体育館及びグラウンドの地域への開放

2 家庭と地域の教育力向上の推進

(1)家庭教育の充実

施策・事業名	事業概要
家庭教育支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> しつけやコミュニケーションづくり等家庭の教育力の向上を図るための家庭教育学級等の開催

(2)地域全体で子どもを育む環境づくり

施策・事業名	事業概要
地域学校協働活動事業 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の求めに応じてボランティア活動を行い、学校における子どもたちの学びを支援 放課後の子どもたちの安全安心な活動拠点として市民センターや学校などに放課後子ども教室を開設し、各種体験活動を実施

<p>教育振興運動推進事業</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決に向けた子ども、家庭、学校、地域、行政の5者の相互連携の推進
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

3 学習環境の充実

(1)社会教育環境の充実

施策・事業名	事業概要
<p>社会教育関係施設整備事業</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 快適な利用環境を維持するための施設改修等

(2)指導体制の充実

施策・事業名	事業概要
<p>社会教育関係職員研修事業</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育関係職員（市民センターの指定管理者の職員を含む。）の資質の向上のための各種研修会・講習会受講の奨励

4 図書館運営の充実

(1)学習ニーズに対応した読書環境の充実

施策・事業名	事業概要
資料、情報提供事業 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館資料の案内、貸出、予約、レファレンスサービスの実施
子どもの読書推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> おはなし会の開催や乳幼児健診の機会を利用した読み聞かせによる図書館と家庭の連携 学校図書館との連携を図り、児童・生徒の読書活動を支援
図書館サービス向上事業 	<ul style="list-style-type: none"> 移動図書館車の運行、団体貸出による読書推進、障がいのある方への郵送貸出の充実 電子図書館サービスの導入と充実、高齢者サービス、障がい者サービス、多文化サービスの実施

(2)地域の特色を生かした図書館の運営

施策・事業名	事業概要
図書館サポーター事業  	<ul style="list-style-type: none"> 図書館サポーターの活動支援と、市民との協働による図書館運営
図書館図書資料整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> 電子的資料を含む図書資料及びデータベースの充実 各地域の歴史や文化を踏まえた特色ある資料の収集、保存、提供

5 博物館等機能の充実

(1)地域の歴史・文化に関する学習支援

施策・事業名	事業概要
展示事業 	<ul style="list-style-type: none"> 常設展示の充実 企画展・テーマ展等の実施 展示の理解を促すための講演会等関連事業の開催 スマートフォン等のICTを活用した展示解説の導入
古文書及び美術資料等調査事業 	<ul style="list-style-type: none"> 古文書等の歴史資料や美術関連資料のデータベース化

(2)歴史・文化に親しみやすい環境づくり

施策・事業名	事業概要
教育普及（交流連携）事業 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史や文化に関する講座や講演会、体験学習等の開催 学校や市民センターへの出前形式等による学習支援

【誇りと愛着を醸成する文化の継承】

1 文化財の保護・地域文化の伝承

(1)文化財の保存・活用

施策・事業名	事業概要
文化財調査委員等活動推進事業  	<ul style="list-style-type: none"> 文化財調査委員による文化財の調査研究 文化財調査協力員による指定文化財の状況把握と未発見史資料の収集
埋蔵文化財保存管理事業  	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財の発掘調査と文化財保護法等に基づく適切な保護
歴史民俗資料等活用整備事業  	<ul style="list-style-type: none"> 市内の歴史・民俗・考古資料の調査研究と公開展示
指定文化財等調査研究事業  	<ul style="list-style-type: none"> 県指定有形文化財「原本無刑録」などの指定文化財調査研究 キリシタン殉教に関する調査研究
文化財情報提供事業  	<ul style="list-style-type: none"> 市広報誌、市ホームページを活用した文化財の紹介や各種事業の情報提供
文化財標柱・解説板整備事業   	<ul style="list-style-type: none"> 市内の歴史や文化に関する標柱と解説板の整備
文化財施設等整備事業   	<ul style="list-style-type: none"> 千葉胤秀旧宅の保存のほか各施設の老朽化対策や機能充実のための施設改修等
文化財公開活用事業   	<ul style="list-style-type: none"> 市が所有または管理する指定等建造物の適切な管理と一般公開 旧東北砕石工場の公開再開

(2)地域文化の伝承

施策・事業名	事業概要
民俗芸能伝承調査研究事業  	<ul style="list-style-type: none"> 市内に伝承されている民俗芸能の調査研究
文化財保護事業補助事業   	<ul style="list-style-type: none"> 指定等文化財の維持管理や保護活動を行う個人や団体への支援

2 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

(1)骨寺村荘園遺跡の保護

施策・事業名	事業概要
骨寺村荘園遺跡保全活用事業    	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小區画水田保全活用方針に基づく各種事業の実施 ・ 骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画に基づく保存活用
文化的景観保護推進事業   	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一関本寺の農村景観」の構成要素である重要建物に係る修理、修景 ・ 史跡と重要文化的景観の一体的な保存管理
骨寺村荘園遺跡情報発信事業   	<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨寺村荘園交流施設を核とし、農作業体験や遺跡探訪など骨寺村荘園遺跡の価値や魅力を情報発信

(2)世界遺産拡張登録の推進

施策・事業名	事業概要
骨寺村荘園遺跡世界遺産登録推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産拡張登録実現に向けた県、関係市町と連携した拡張登録推薦準備作業の実施 ・ 重点的な考古学的調査及び文献研究等の実施 ・ 骨寺村荘園に関する講演会やシンポジウム等の開催
ときめき世界遺産塾負担金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県南教育事務所管内の児童生徒を対象とした「ときめき世界遺産塾」の開催

SDGsの17目標

目標1	1 貧困をなくそう 	貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
目標2	2 飢餓をゼロに 	飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
目標3	3 すべての人に健康と福祉を 	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
目標4	4 質の高い教育をみんなに 	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標5	5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
目標6	6 安全な水とトイレを世界中に 	安全なトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
目標7	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
目標8	8 働きがいも経済成長も 	働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する
目標9	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
目標10	10 人や国の不平等をなくそう 	人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の格差を是正する
目標11	11 住み続けられるまちづくりを 	住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
目標12	12 つくる責任 つかう責任 	つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
目標13	13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
目標14	14 海の豊かさを守ろう 	海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
目標15	15 陸の豊かさも守ろう 	陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
目標16	16 平和と公正をすべての人に 	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
目標17	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する